

(制度名： 自動車検査登録手続における電子化された証明書情報の受領、管理及び報告)

(自動車交通局自動車情報課)

1. 制度の概要

道路運送車両法第九十六条の二に基づき、情報処理業務として、民間の証明書発行者（利用者）の本人確認をした上で、利用者から、完成検査終了証、譲渡証明書、自動車損害賠償責任保険証明書等に記載された事項の提供を受け、その内容を国土交通大臣からの照会に対して回答する。

2. 指定、登録等の基準

○道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）（抄）

（登録）

第九十六条の二 第七条第四項の登録（以下この章において単に「登録」という。）は、第三十三条第四項、第七十五条第五項又は第九十四条の五第二項（第九十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する事項の提供を受け、当該提供をした者について国土交通省令で定める方法による本人であることの確認その他の国土交通省令で定める事項の確認を行い、並びに第七条第五項（第五十九条第四項において準用する場合を含む。）及び第九十四条の五第十項（第九十四条の五の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣の照会に対して回答する業務（以下「情報処理業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

（欠格条項）

第九十六条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第九十六条の十三の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

（登録基準等）

第九十六条の四 国土交通大臣は、第九十六条の二の規定により登録を申請した者が電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）及び情報処理業務に必要なプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）を有するものであるときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

2～4（略）

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
(財)自動車検査登録情報協会	平成 17 年 11 月	東京都中央区入船 3-7-2 35 山京ビル 5 階 03-5542-5101	2. の基準を満たすと判断されるため。

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答

特になし。

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
http://www.airac.jp/doc/saisoku_ryoukin.pdf	http://www.airac.jp/doc/sekisan_konkyo.pdf

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（平成 20 年 9 月 1 日現在）

見直しの結果、特段の問題はないが、引き続き基準に沿った運用に努めることとする。

7. 政策評価

平成 23 年度末までに実施予定。